

傍 聴 要 領

京都府公共事業評価審査委員会

1 傍聴者の定員

京都府公共事業評価審査委員会の会議の傍聴者の定員は原則として10人とします。

2 傍聴を希望される場合の手続

傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の15分前までに受付で所定の用紙に氏名を記入してください。傍聴を希望される方が定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定の上入場していただきます。

なお、酒気を帯びていると認められる方や、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している方は入場していただくことができません。

3 傍聴に当たって守っていただく事項

傍聴される方は、傍聴に当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に委員長が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなったときは、会議を途中で非公開とする場合があります。

5 その他

公開できない事項を取り扱う等の理由により、会議を途中で非公開とする場合があります。